

議 題

本県における医療提供体制

本県における患者の発生状況や医療資源等を踏まえ、入院医療提供体制を次のとおり移行する件について

これまでの対応

感染症法第 12 条に基づき医師から届出があった新型コロナウイルス感染症の疑似症患者等については、感染症法第 19 条に基づき感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。

今後の対応

高齢者や基礎疾患を有する方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊産婦以外の者で、症状がない又は医学的に症状が軽い方等には、PCR等検査陽性であっても、宿泊療養・自宅療養を可能とする。

その際、次の事項に留意する。

- ・ 状態が変化した場合には、必ず帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に連絡するよう患者に伝えるなど、重症化に備えた連絡体制の徹底
- ・ 自宅療養中の家族内感染を防止する趣旨から、家庭での感染対策について周知

変更日

令和 2 年 4 月 1 0 日